

随意契約の結果

【令和6年7月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構九州支社

| 工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等 | 〔契約者〕 内名、通称、略称、別名等 | 〔契約番号〕 | 契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地 | 契約を締結した日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 契約相手方の法人番号 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 随意契約によることとした理由 | 再就職役員数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|------------------------------|--|----------|-------------------------------|---------------|--------------|------------|-------|---|-----|----------------|--------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 日の里一丁目他1団地基盤整備その他工事変更設計業務その2 | 契約担当役 九州支社長 内藤 福岡県福岡市中央区長浜2-2 -4 | 令和6年6月4日 | （株）総合設計研究所 東京都千代田区霞が関1-9-4 | 2010001021208 | 3,757,600円 | 3,751,000円 | 99.8% | 本業務は、過去に実施した「日の里一丁目他1団地基盤整備実施設計業務」の実施設計の変更を行うもので、上記実施設計業務との連続性を必要とし密接不可分で、責任範囲を明確にする必要があることから、会計規定第5.1条第3項第3条に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。 | - | | | | | | |

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財團法人」、「公社」は、「公益社團法人」、「特財」は、「特例財團法人」、「特社」は、「特例社團法人」をいう。

※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】

- 予定価格が250万円を超える工事又は製作
 - 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 - 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 - 予定価格が100万円を超える役務
- ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。